

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和4年6月24日(2022.6.24)

【公開番号】特開2021-182135(P2021-182135A)

【公開日】令和3年11月25日(2021.11.25)

【年通号数】公開・登録公報2021-057

【出願番号】特願2021-82298(P2021-82298)

【国際特許分類】

G 02 B 5/02(2006.01)

10

B 32 B 7/023(2019.01)

【F I】

G 02 B 5/02 C

B 32 B 7/023

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月15日(2022.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

防眩層を有する防眩フィルムであって、前記防眩フィルムは凹凸表面を有し、

前記凹凸表面は、三次元平均山間隔Smpが2.524μm以上8.228μm以下であり、

前記凹凸表面の標高の振幅スペクトルに関して、空間周波数がそれぞれ0.005μm⁻¹、0.010μm⁻¹、0.015μm⁻¹に対応する振幅の合計をAM1、空間周波数0.300μm⁻¹における振幅をAM2と定義した際に、AM1が0.070~0.400μmであり、AM2が0.0050μm以上であり、かつ、AM2<AM1であり、空間周波数0.005μm⁻¹に対応する振幅をAM1-1、空間周波数0.010μm⁻¹に対応する振幅をAM1-2、空間周波数0.015μm⁻¹に対応する振幅をAM1-3と定義した際に、AM1-1が0.020~0.150μm、AM1-2が0.020~0.145μm、AM1-3が0.020~0.145μmである、防眩フィルム。

【請求項2】

AM2が0.0055~0.0550μmである、請求項1に記載の防眩フィルム。

【請求項3】

AM1/AM2が1.0~60.0である、請求項1又は2に記載の防眩フィルム。

40

【請求項4】

JIS K7136:2000のヘイズが60~98%である、請求項1~3の何れかに記載の防眩フィルム。

【請求項5】

前記防眩層が、バインダー樹脂及び粒子を含む、請求項1~4の何れかに記載の防眩フィルム。

【請求項6】

前記防眩層の厚みをT、前記粒子の平均粒子径をDと定義した際に、D/Tが0.20~0.96である、請求項5に記載の防眩フィルム。

【請求項7】

50

前記粒子の平均粒子径 D が 1 . 0 ~ 5 . 0 μm である、請求項 5 又は 6 に記載の防眩フィルム。

【請求項 8】

前記バインダー樹脂 100 質量部に対して、前記粒子を 40 ~ 200 質量部含む、請求項 5 ~ 7 の何れかに記載の防眩フィルム。

【請求項 9】

前記粒子が有機粒子である、請求項 5 ~ 8 の何れかに記載の防眩フィルム。

【請求項 10】

前記防眩層が、さらに無機微粒子を含む、請求項 5 ~ 9 の何れかに記載の防眩フィルム。

【請求項 11】

前記バインダー樹脂 100 質量部に対して、前記無機微粒子を 40 ~ 200 質量部含む、請求項 10 に記載の防眩フィルム。

10

【請求項 12】

前記バインダー樹脂が、電離放射線硬化性樹脂組成物の硬化物及び熱可塑性樹脂を含む、請求項 5 ~ 11 の何れかに記載の防眩フィルム。

【請求項 13】

前記凹凸表面は、三次元算術平均粗さ S_a が 0 . 30 μm 以上である、請求項 1 ~ 12 の何れかに記載の防眩フィルム。

【請求項 14】

透明基材上に前記防眩層を有し、前記防眩層の前記透明基材とは反対側の表面が前記凹凸表面である、請求項 1 ~ 13 の何れかに記載の防眩フィルム。

20

【請求項 15】

前記透明基材が、ポリエステルフィルム又はトリアセチルセルロースフィルムである、請求項 14 に記載の防眩フィルム。

【請求項 16】

前記防眩層上にさらに反射防止層を有し、前記反射防止層の表面が前記凹凸表面である、請求項 1 ~ 15 の何れかに記載の防眩フィルム。

【請求項 17】

表示素子上に、請求項 1 ~ 16 の何れかに記載の防眩フィルムの前記凹凸表面側の面が前記表示素子とは反対側を向くように配置してなり、かつ前記防眩フィルムを最表面に配置してなる画像表示装置。

30

40

50